

建築工事設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1.業務名称 令和7年度 学委第5号 宿毛市立小中学校空調機設置及び照明器具改修工事設計業務委託

2.計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

学校名	位置
沖の島小学校	沖の島町母島 445 番地
咸陽小学校	樺 407 番地 4
大島小学校	片島 5 番 54 号
平田小学校	平田町戸内 4287 番地
山奈小学校	山奈町山田 1999 番地 1
小筑紫中学校	小筑紫町小筑紫 502 番地 8
沖の島中学校	沖の島町母島 445 番地
片島中学校	片島 15 番 56 号
東中学校	平田町戸内 2070 番地

3.適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用とする。

4.委託期間 契約日の翌日から令和8年1月30日までとする。

5.設計と条件

(1)業務の目的

学校における空調設備を整備することにより、児童生徒及び教職員に望ましい学習・生活環境及び就労環境のさらなる改善を図ることを目的とする。また、照明設備のLED化を行うことで、消費電力の削減等による財政負担の軽減を意識しながら、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

(2)業務概要

- ①特別教室への新設空調機器の選定、設計
- ②校長室、職員室及び保健室の更新空調機器の選定、設計
- ③校舎及び体育館のLED照明器具の選定、設計

- ④上記機器新設・更新に伴う、配管、ダクト等の新設・更新設計
- ⑤上記各設計に付随する改修設計
 - 負荷増減に伴う電気設備工事
 - 設備機器、配管等の新設及び撤去に伴う建築工事
 - 上記の他、工事で必要な建築工事、電気設備工事、機械設備工事
- ⑥本業務を遂行するために必要な各設備の仕様及び諸条件の調査
- ⑦官庁等への提出書類
 - 設計内容に応じて、それぞれの手続きに必要な書類を作成する。
 - 申請手続、質疑応答及び許可等の受理
- ⑧留意事項
 - 既設建築物の改修のため、機器設置状況、配管スペースの可否、仕上材の仕様など施設内の現況を十分に把握したうえで設計を行い、施工時に支障がないようにすること。
 - 各機器の操作については、施設管理者の意見を十分に反映させること。
 - 設計内容は機器の仕様を含め、安全性及び環境に配慮したものとする。
 - 学校施設であること考慮するとともに、児童生徒の安全を十分に考慮した設計を行う。また、工事施工における学校への影響も十分検討すること。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(平成20年3月31日付け国営整第176号(最終改定 令和6年3月26日国営整第213号))による。

1.設計業務の内容及び範囲

(1)一般業務の範囲

a.基本設計

- ・建築(総合)基本設計に関する標準業務
- ・建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ・電気設備基本設計に関する標準業務
- ・機械設備基本設計に関する標準業務

b.実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- ・建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 電気設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)
- 機械設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)

(2)追加業務の内容及び範囲

○積算業務（工事費内訳書の作成を含む）

- 建築積算（積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積り検討資料の作成）
- 電気設備積算（積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積り検討資料の作成）
- 機械設備積算（積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積り検討資料の作成）

- ・透視図の作成
- ・透視図の写真撮影
- ・模型製作
- ・模型の写真撮影
- ・確認申請(構造評定取得を含む)に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・大臣認定等に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届出書の作成及び申請手続き業務
- ・防災計画評定又は防災性の評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成

注：各種申請に係る手数料等は別途とする。

(3)その他業務

なし

2.業務の実施

(1)一般事項

- a.実施設計業務は、掲示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b.積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2)適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則との規定によるほか、下記の基準等に準拠する。なお、各基準等の年版等については最新版のものとする。

a.共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準

- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル
- 学校施設整備指針

b.建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
 - ・敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
 - ・公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
 - ・建築構造設計基準
 - ・建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
 - ・構内舗装・排水設計基準
 - ・構内舗装・排水設計基準の資料

c.建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

d.設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)

- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

e.設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

(3)業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- a.管理技術者、照査技術者届
- b.技術者経歴書(管理・照査)
- c.業務実施体制
- d.公共建築設計業務委託共通仕様書第3章3.2に定める設計方針
- e.プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4)管理技術者等の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任技術者を適切に配置した体制とする

- ・プロポーザル実施要領による

技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し発注者の了解を得なければならない。

○下記による

- a.管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
 - ・建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
 - ・下記の実務経験(建築士法施行規則第 10 条に定める内容をいう。)を有すること
 - ・ 18 年以上
 - ・ 13 年以上
 - ・ 8 年以上
 - ・ 5 年以上
- b.主任技術者

専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。なお、建築設備主任担当技術者については、協力事務所から配置できるものとする。

 - ・ 建築
 - ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
 - 建築設備
 - 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

(5)貸与品等

本業務において、当市の貸与できる資料は以下のとおりである。ただし、貸与した資料は、本業務以外への使用又は転用をしてはならない。

- a.各学校施設建設時図面(紙)
- b.各学校施設図面 CAD データ(耐震補強設計時のもの)

(6)打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a.業務着手時
- b.監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c.その他 ()

(7)その他、業務の履行に係る条件等

- a.指定部分の範囲 (概算工事費)
 - ・ 指定部分の履行期限 (令和 7 年 11 月 14 日)
- b.成果物の提出場所 (宿毛市役所学校教育課)
- c.成果物の取り扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

- d.業務完了後の協力等

次について委託者の要請があった場合、受託者はこれに協力する。

- ①現場説明の実施
- ②質疑回答書の作成
- ③設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- ④会計検査等への立会

e.写真等の著作権の利用等について

受注者は写真等の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真等は宿毛市の行う事務並びに宿毛市が認めた公的機関の広報に無償で
使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受け
た場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真等を公表すること。
 - 2) 写真等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

f.空調改修設計と照明器具改修設計については、それぞれ分けて成果品を提出する
こと。

g.本特記仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、
業務を遂行するものとする。

3.成果物、提出部数等

(1)基本設計 実施しない

成果物等	部数	製本形態	摘要
a.建築(総合) ・ 建築(総合)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要書 面積及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 外構計画図 ・ 工事費概算書(構造・外構含む) ・ 仮設計画概要書 ・ 概略工事工程表		A3 二折製本 (A3 平綴じ)	1 部 A3 二折製本 5 部 A3 平綴じ
b.建築(構造) ・ 建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書		A3 二折製本	
c.電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書		A3 二折製本 A4 ファイル	
d.機械設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書		A3 二折製本 A4 ファイル	

成果物等	部数	製本形態	摘要
e.その他資料 ・透視図 ・模型 ・リサイクル計画書 ・各種技術資料 ・各記録書 ・設計説明用パンフレット		A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A3 両面二折	外観、内観主要部

(注) : 空調改修と照明器具はそれぞれ分けてまとめるものとする。

: 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

: 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

: 建築(総合)設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、監督職員の指示により、製本とする。

: 電子データについても、CD-ROM 等に収め、併せて提出すること。

: 電子データの提出は、CAD ファイル及び PDF ファイルとする。

CADデータの形式は、原則「jww」とする。なお、他の形式から jww 形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。

: 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。

(2)実施設計

成果物等	部数	製本形態	摘要
a.建築(総合) ①建築(総合)設計図 仕様書 改修前後平面図 その他必要な図面 ・確認申請図書 ・消防計画書	各 2 部	A3 二折製本	2 部二折製本 正・副
b.建築(構造) ・建築(構造)設計図 仕様書 構造基準図 伏図(各階) 軸組図 部材断面図 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・構造計算書		A2 二折製本 A3 二折製本 A2 平綴じ A4 ファイル	2 部二折製本 2 部二折製本 2 部平綴じ

成果物等	部数	製本形態	摘要
e.建築積算 ①建築工事積算数量算出書 ①建築工事積算数量調書 ①数量内訳書(金入り) ①数量内訳書(金抜き) ①単価決定表 ①見積書等関係資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	
f.電気設備積算 ①電気設備工事積算数量算出書 ①電気設備工事積算数量調書 ①数量内訳書(金入り) ①数量内訳書(金抜き) ①単価決定表 ①見積書等関係資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	
g.機械設備積算 ①機械設備工事積算数量算出書 ①機械設備工事積算数量調書 ①数量内訳書(金入り) ①数量内訳書(金抜き) ①単価決定表 ①見積書等関係資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	
h.資料 ①各種技術資料 ・構造計算データ ①各記録書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 ファイル A4 ファイル A4 ファイル	

- (注) : 空調改修と照明器具はそれぞれ分けてまとめるものとする。
- : 電気設備の成果物は、機械設備の成果物とまとめることができる。
- : 設計図は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。
- : 電子データについても、CD-ROM 等に収め、併せて提出すること。
- : 電子データの提出は、CAD ファイル及び PDF ファイルとする。

CADデータの形式は、原則「jww」とする。なお、他の形式から jww 形式に変換した場合は、元データと比較し文字や線種、縮尺等に誤りがないことを確認すること。
：電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。